

日本の約束草案について

約束草案のポイント

- 我が国の約束草案（2020年以降の削減目標）は、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）とする。
- これは、エネルギーミックスと統合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標。削減率やGDP当たり・1人当たり排出量等を総合的に勘案すると、国際的にも遜色のない野心的な水準。
- 7月17日、日本の約束草案が地球温暖化対策推進本部にて決定され、直ちに国連気候変動枠組み条約事務局に提出。

明確性・透明性・理解促進のための情報

（基準年）

2013年度比を中心に説明を行うが、2013年度と2005年度の両方を登録する。

（目標年度）2030年度

実施期間：2021年4月1日～2031年3月31日

（対象範囲、対象ガス、カバー率）

- ・ 対象範囲：全ての分野（エネルギー（燃料の燃焼（エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他）、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留）、工業プロセス及び製品の利用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）並びに廃棄物）
- ・ 対象ガス：CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆及びNF₃
- ・ カバー率：100%

対象ガス及び排出・吸収量

- 国土交通省と関係の深い「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」を含むエネルギー起源二酸化炭素の2030年度における排出量の目安は表1のとおり。
- また、非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素、HFC等4ガスの排出量の目標及び温室効果ガス吸収源対策についても取りまとめたところ。

表1 エネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安

		2030年度の各部門の排出量の目安	2013年度 (2005年度)
エネルギー起源CO ₂		927	1,235 (1,219)
産業部門		401	429 (457)
業務その他部門		168	279 (239)
家庭部門		122	201 (180)
運輸部門		163	225 (240)
エネルギー転換部門		73	101 (104)

[単位:百万t-CO₂]

表2 非エネルギー起源CO₂・メタン・N₂Oの排出量の目標

	2030年度の排出量の目標	2013年度 (2005年度)
非エネルギー起源CO ₂	70.8	75.9 (85.4)
メタン(CH ₄)	31.6	36.0 (39.0)
一酸化二窒素(N ₂ O)	21.1	22.5 (25.5)

表3 HFC等4ガス及びガス別の排出量の目標

		2030年度の排出量の目標	2013年度 (2005年度)
HFC等4ガス		28.9	38.6 (27.7)
	HFCs	21.6	31.8 (12.7)
	PFCs	4.2	3.3 (8.6)
	SF ₆	2.7	2.2 (5.1)
	NF ₃	0.5	1.4 (1.2)

温室効果ガス吸収源

- 吸収源活動により約3,700万t-CO₂ (2013年度総排出量の▲2.6%相当 (2005年度総排出量の▲2.6%相当))
 - ・ 森林吸収源対策により約2,780万t-CO₂ (2013年度総排出量の▲2.0%相当 (2005年度総排出量の▲2.0%相当))
 - ・ 農地土壌炭素吸収源対策及び都市緑化等の推進により約910万t-CO₂ (2013年度総排出量の▲0.6%相当 (2005年度総排出量の▲0.7%相当))

H27.6.3～7.2

パブリックコメント



H27.7.17

●地球温暖化対策推進本部（約束草案の決定）
（同日、約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出）



H27.11.30～12.11

●COP21（2020年以降の全ての国が参加する新たな法的枠組みを採択）



●地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画の策定

※今後のスケジュールはあくまで現時点の予定であり、変更の可能性あり

●今後、地球温暖化対策計画策定時に、個別の対策・施策の内容を踏まえた国土交通省としての基本的な考え方についてご審議頂く予定。